

大衡村 バイオマスタウン構想の取り組み

廃食用油回収事業

村では、資源循環型社会の形成や二酸化炭素削減にむけて、ご家庭から出る廃食用油（使用済みてんぷら油）を回収して軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルしています。

地域に身近な12箇所の拠点に廃食用油回収ボックスを設置していますので、ぜひお持ち寄りください。

※ラードなどの動物性・機械油・ガソリン・灯油・エンジンオイル・軽油・シンナー・塗料・事務所の廃食用油などは回収できません。



28年度 廃食油回収量	回収総量	精製 BDF 量	CO ₂ 削減量	杉の木換算
	2,329.16 ℓ	1,838.87 ℓ	4,741.2 kg	339 本分

場所ごとの 回収量	村内(家庭)	給食センター	万葉茶屋	万葉・おおひら館
	1,215.79 ℓ	598.32 ℓ	178.94 ℓ	336.11 ℓ

大衡村バイオディーゼル燃料導入促進事業

農業用機械に使用する軽油にバイオディーゼル燃料（BDF）を5%混合したB5燃料の購入費用1ℓに対して33円の補助を行っており、使用される農家の方も増加しています。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

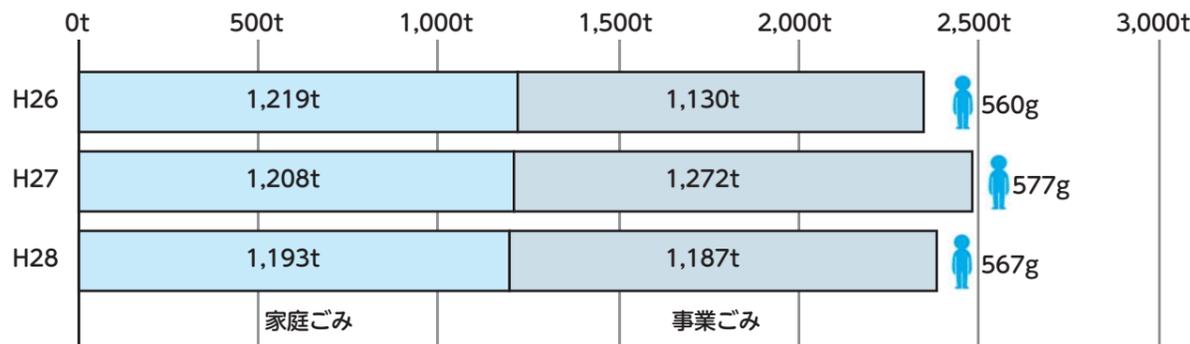
ごみ処理状況について

昨年度、黒川地域行政事務組合において処理した廃棄物の総量は約15,267tで、村からの廃棄量は、約2,380tとなりました。過去最高となった平成27年度の約2,480tより全体で約100t減少し、そのうち家庭ごみは1人1日あたり約10g減少しました。

ただし、村のごみの総排出量はまだまだ多い傾向にあり人口や事業所数の増加に伴いごみの量も増え、処分時に発生する二酸化炭素の増加や埋立処分場の不足などのさまざまな問題が発生し多くの税金が使われることとなります。

ごみの減量化につきましては、1人ひとりの心掛けが大切ですので、ごみの分別化や資源の有効活用に、引き続きご理解・ご協力をお願いします。

1人1日当りの家庭ごみ排出量(集団回収を除く)



◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

1人1日当りの
家庭ごみ排出量

国民年金だより

・・・国民年金免除申請の手続きについて・・・

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

免除などのサイクル（始期と終期）は、7月から翌年6月までです。免除などの承認を受けている方が、引き続き免除の申請をされる場合には、できる限り7月に申請されるようお願いします。

<免除を受けるための条件>

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が、次の計算式の金額以下であれば、免除を受けることができます。

全額免除	▶ (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円	
4分の3免除	▶ 78万円 } + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等	
半額免除		▶ 118万円
4分の1免除		▶ 158万円

※申請者本人のほか、配偶者及び世帯主のいずれの方も、前年所得が上記の計算式の結果以下である必要があります。

※複数年度の申請を希望される場合は年度毎の申請書の提出が必要です。（申請する年度に対応する前年所得に基づき審査を行います。）

【失業などの特例免除の対象期間も拡大されます】

○災害・失業などを理由とした免除（特例免除といいます）は、これまでは申請時点の年度、又は前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

○災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができます。

【申請方法は】

お住まいの市（区）役所・町村役場又は年金事務所に申請してください。

◆ご注意ください◆

○2年1カ月前の月分まで免除申請をすることができますが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。なお、全額免除と一部免除は配偶者及び世帯主、若年者納付猶予は配偶者についても所得審査を行います。配偶者や世帯主が失業などに該当する場合も免除を受けられる場合があります。

◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512